

用地調査等共通仕様書 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p data-bbox="322 564 1016 727">用地調査等共通仕様書 (案)</p> <p data-bbox="568 991 761 1023">令和<u>4</u>年4月</p> <p data-bbox="533 1246 797 1299">愛 媛 県</p> | <p data-bbox="1202 564 1897 727">用地調査等共通仕様書 (案)</p> <p data-bbox="1449 991 1641 1023">令和<u>3</u>年4月</p> <p data-bbox="1413 1246 1677 1299">愛 媛 県</p> |

(業務従事者及び担当技術者)

- 第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者(補助者を除く。)として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める業務従事者(補助者を除く。)に、表4の業務内容毎に同表資格欄に掲げる資格を有する者又は監督員がこれと同等の知識及び能力を有すると認めた者(以下「有資格者」という。)を1名以上含めるものとし、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に発注者に通知(別記様式第2-2号)しなければならない。
- 3 受注者は、第1項に定める業務従事者のうち、担当技術者を定める場合は、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に発注者に通知(別記様式第2-3号)しなければならない。なお、「担当技術者」が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。
- 4 有資格者は、管理技術者及び複数の業務内容の有資格者を兼ねることができるものとする。
- 5 担当技術者及び有資格者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

表4 有資格者の資格

| | | |
|------|---|--|
| 事業損失 | 第14章その他の業務の調査等(公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に限る。) | 次のいずれかの資格を有する者とする。 ・実施規程第3条に掲げる事業損失部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 |
|------|---|--|

(業務従事者及び担当技術者)

- 第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者(補助者を除く。)として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める業務従事者(補助者を除く。)に、表4の業務内容毎に同表資格欄に掲げる資格を有する者又は監督員がこれと同等の知識及び能力を有すると認めた者(以下「有資格者」という。)を1名以上含めるものとし、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に発注者に通知(別記様式第2-2号)しなければならない。
- 3 受注者は、第1項に定める業務従事者のうち、担当技術者を定める場合は、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に発注者に通知(別記様式第2-3号)しなければならない。なお、「担当技術者」が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。
- 4 有資格者は、管理技術者及び複数の業務内容の有資格者を兼ねることができるものとする。
- 5 担当技術者及び有資格者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

表4 有資格者の資格

| | | |
|------|---|--|
| 事業損失 | 第14章その他の業務の調査等(公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に限る。) | 次のいずれかの資格を有する者とする。 ・実施規程第3条に掲げる事業損失部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 |
| | 第14章その他の業務の調査等(公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に限る。)の内、水準測量に従事する場合 | 次の資格を有する者とする。 ・ <u>測量法(昭和24年法律第188号)第48条に規定する測量士又は測量士補</u> |

(提出書類)

第10条 受注者は、別記1提出書類一覧表に掲げる書類を提出期日までに発注者に提出しなければならない。

2～6 省略

7 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約の締結時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は監督員の指示を受けた後休日を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から休日を除き15日以内に、業務完了時は完了後休日を除き15日以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務カルテの登録を申請しなければならない。

ただし、変更時と完了時の間が、休日を除き15日間に満たない場合は、変更時の申請を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。

(再委託)

第16条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、資料の収集、単純な集計等とする。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託については、発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として契約金額の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めるときはこの限りではない。

5 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者が、愛媛県の建設工事等入札参加有資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)に登録されている者である場合は、愛媛県による入札参加資格停止期間中であってはならない。

(提出書類)

第10条 受注者は、別記1提出書類一覧表に掲げる書類を提出期日までに発注者に提出しなければならない。

2～6 省略

7 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約の締結時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は監督員の指示を受けた後休日を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から休日を除き15日以内に、業務完了時は完了後休日を除き15日以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出するものとする。ただし、変更時と完了時の間が、休日を除き15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、後日、登録機関から発行される登録結果通知を監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。

(再委託)

第16条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条に定める登録部門の委託金額により判定するものとし、受注者は、これを再委託することはできない。

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、資料の収集、単純な集計等の簡易な業務の再委託については発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託については、発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、用地調査等業務を再委託に付す場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者が、愛媛県の建設工事等入札参加有資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)に登録されている者である場合は、愛媛県による入札参加資格停止期間中であってはならない。